

本書は、二〇一三年四月から二〇一五年三月にかけて『法学教室』に連載された「法の世界へのバイパスルート——社会科学からみる法制度（一）〜（二四）」に、三節分（18・20・23）を追加して編集し直したものです。

この連載および本書の目的は、「社会科学（経済学、社会学、心理学など）における概念を題材として、社会科学と法の世界との接点を探っていく」ことにあります。法解釈学とは異なる視角を提示して、なるべく具体例を示しながら、法学の考え方との異同の一端を描くことを試みました。

法学の考え方と他の社会科学分野の考え方の間には、架橋しがたい大きな断絶があると思われることがしばしばあります。たしかにそういう部分はあるでしょう。しかし、思考プロセスは異なるように見えるけれども結論は同じ、あるいは、実は思考プロセス自体もそれほど異なっておらず表現のしかたが違うだけ、といったこともよくあります。

そして、たとえ思考プロセスが本当に異質なものであったとしても、目指しているところは変わらない、というのもまたよくあることです。つまるところ、法学も他の社会科学分野も、どのようにより良い社会を創って人々の幸福を増進するか、という大きな問題に取り組んでいる点では同じ

なのです。

目的地へと至る道は、複数あっても損をすることはありません。異なる道があれば予備的に使えるので多少なりとも心強いでしょうし、一方の道に飽きたときに別の道を使うということもできます。また、眼前に開けてくる目的地の様子も、もしかすると違ったものになるかもしれません。

連載のタイトルにあった「バイパスルート」には以上のような意味を込めていましたが、今回はもっと直截的に、『法と社会科学をつなぐ』という書名にしています。

「バイパスルート」の連載はもともと単行本化を予定していたわけではなく、私は毎号読み切りのつもりで執筆していました。そのため、各節の関連がわかりにくくなっている部分も少なからずあるのではないかと危惧しています。おおむね連載五回分を一つの章としたうえでイントロダクションと結語（*Concluding Remarks*）を各章に入れるなど、流れを見失わないように手は入れたつもりですが、初めに本書の概要を示しておくほうが読者の便宜に適うでしょう。

本書の前半部で最もよく出てくるのは経済学の問題、なかでもミクロ経済学およびゲーム理論の概念です。第一章は、個人の意思決定に関する五つの節からなっています。この章で扱うのは、「合理的」な個人の意思決定とはどういうものか、個人の意思決定と社会の状態との間にはいかなる関係があるのか、といった問題です。

続く第二章は「戦略的思考」をテーマとしています。複数の個人が存在する場面では、各人が他

者の意思決定を考慮しながら自らの意思決定を下す、という状況が頻繁に生じます。言い換えると「意思決定の相互作用」が発生するわけですが、このような場面の分析はゲーム理論が得意とするところでは、第二章ではいくつかの種類のゲームを取り上げて法との関連を述べています。

第二章までは個人レベル（マイクロ・レベル）の分析が中心になるのに対し、第三章では社会レベル（マクロ・レベルないしメゾ・レベル）の分析に重点が置かれています。相互作用のあり方によって、個人の意思決定の結果として現れる社会現象は違った様相を見せることがあります。この章では、市場やネットワークなど、「相互作用の構造」に関係する五節を集めています。

第四章以降は、心理学の概念が徐々に多くなっています。法との関わりが深い心理学上の概念はたくさんありますが、第四章は社会的ルールを支える心理、すなわち「規範意識」をメインテーマとしています。おそらく本書の中で私自身の研究関心が最も強く投影されている章で、通常は自然科学系として括られている諸分野とのつながりにもできるだけ触れようとしています。

第五章は認知心理学や社会心理学、そして社会学の領域と関係するテーマを扱っています（とは言っても五節分しかありませんので、本書で取り上げた経済学上の概念にも関係するテーマに絞っています）。本書中盤ではマクロ・レベルの話をしていましたが、そこでの考察を踏まえつつ、再びミクロ・レベルの話に舞い戻る、ということになります。

最後に、終章では二つの節を収め、本書全体のまとめとしています。終章にも結語をつけようかとも思いましたが、連載最終回の時点で私が言いたかったことはだいたい尽くされているような気がしたため、蛇足は加えないことにしました。

ここで、何点か注意事項を記しておきます。

(i) もとは読み切りの記事ですから、どこから読んでくださっても大きな支障はありません。適当に拾い読みしてくださるだけでも結構です。引用文献・主要参考文献が各節の末尾に配置されているという煩さについては、ご海容いただければ幸いです。なお、巻末に文献案内を付しておきましたので、こちらもあわせてご活用ください。

(ii) 本書では、何らかの具体的な政策提言を行うつもりはありません（ですから、どうかそのような期待はしないでください）。ただし、現実の問題を解くための政策提言にどこかで結びつくようなヒントはある、と考えています。今は明瞭なわかりやすい結論を素早く出すことがとかく重宝される傾向がありますが、一進一退しながら漸進的に現代社会の問題を解明していこうという姿勢も大事だと思います。

(iii) 『法学教室』に連載しておいて今さらこんなことを書くのも気がひけますが、本書は法解釈学の勉強には直接は役立ちません。しかし、だからと言って法律を学ぶ人にとってまったくの無意味だというわけではなく、次のような効能くらいはあるといいなあ、と思っています。

・ 法解釈の前提になる事実認識を別の角度から研ぎ澄ますためのきっかけとなる。

・ 現在の法や法制度に欠けているものが何であるかを認識するためのきっかけとなる。

・法に何ができるのか、そして何ができないのかを分析するためのきっかけとなる。

各章末にある *Questions* は、さらに考察を進めるための問いの例です。示しているのはほんの一例で、他にもさまざまな問いが考えられると思います。

読者の皆さんにとって何か得るところがあるとすれば、私にとって望外の喜びです。



Chapter

1

第一章

個人の意思決定

法は個人の意思決定にどのように作用し、社会にいかなる帰結をもたらすのだろうか。

まず本章では、この問いに答える準備をするために、「合理的な個人の意思決定とはどういうものなのか」

(①・③・④)、そして「個人の意思決定と社会状態との間にはどのような関係があるのか」(②・⑤)というテーマを扱う。

言うまでもなく、実際の人間はつねに合理的な意思決定をしているとは限らない。その意味で、合理性の仮定はフィクションにすぎない。しかし、フィクションは考察の出発点としては非常に有用でありうる。それは、複雑で多様な世界をいったん単純化することで、社会のメカニズムをより明晰に解き明かせるようになるからである。

「単純化による明確化」の方法を武器として著しい発展を遂げているのは経済学である。経済学的な考え方の利点は、個人の「インセンティブ」を考慮した視点を養えることと、個人の行動が社会に「意図せざる結果」をもたらす可能性に気づかせてくれることにある。

経済学の考え方と法（および法学）の考え方は異なるとよく言われるが、似ている部分もたしかにある。本章では、双方の考え方の異同にも触れながら、経済学の考え方を法現象の分析に用いることの意義について述べていく。

インセンティブ

何が人を駆り立てるのか

◎ ソポクレスと太陽

古代ギリシアの文人アテナイオスの手になる『食卓の賢人たち』には、次のような話が引用されている（念のため先に書いておくと、当時のギリシアでは少年愛はごく普通のことであり、むしろ社会的義務とされることさえあった）。

悲劇作家ソポクレスは、ある見目麗しい少年と事を運ぼうとして、彼を市壁の外へ連れ出した。少年は自分の外衣を草の上に広げ、二人はソポクレスの着ていた肩掛けに一緒にくるまった。ところが事が終わると、少年はソポクレスの高価な肩掛けを持ち去ってしまう。

ソポクレスのもとには少年の外衣だけが淋しく残されたわけだが、この一件が噂になり、ライバルの悲劇作家エウリピデスの耳にも届くことになる。彼は「俺もその少年と懇ろになったが、俺は何もくれてやらなかった。ソポクレスはみだらだから見くびられたのだ」と冷やかした。これを聞

いたソポクレスは、エウリピデスの不義をほのめかすエピグラム（寸鉄詩）を作り、彼に宛てた。

「私に肩掛けを脱がせたのは太陽のせいであって、少年のせいではないのだ。それにひきかえ君ときたら、他人の妻とよろしくするのは北風が吹いていたからなんだろうね。君は愚かだね、他人の畑に種をまきながら、エロス神を追いはぎとして訴えるなんて。」

言うまでもなく、このエピグラムはイソップ寓話の「北風と太陽」を踏まえている。どちらが強いか言い争っていた北風と太陽が、旅人の服を脱がせるといふ勝負を行う（上着だけ脱がせればよいというバージョンもある）。北風は力いっぱい吹きつけて旅人の服を飛ばそうとするが、旅人は寒さを嫌ってしつかり服を押さえるばかりで、疲れ果てた北風は太陽に番を譲る。太陽ははじめゆっくりと照りつけ、旅人が着込んだ服を脱いでいくのを見ながら、徐々に熱を強めていった。ついに旅人は暑さに耐えかね、自ら服を全部脱いで川へ水浴びに行く。

この北風と太陽の寓話には、「説得は強制よりも勝る」「厳しい態度でなく優しい態度で接したほうがうまくいく」というような教訓が付記されていることが多い。調べてみると、説得が強制よりも有効だという解釈はヴィクトリア期に定着したものらしく、この寓話の解釈は時代とともに少しずつ変わってきている。節度を守ることを説いた話なのだと考えた人もいれば、キリスト教の教えに引きつけて解釈した人もいた。ソポクレスのエピグラムを見ても、今挙げた教訓とはやや異なるイメージでこの寓話が捉えられていたような印象を受けるかもしれない。

⑦ 外発的なインセンティブと内発的な動機づけ

私自身はずいぶん後になって知ったのだが、次のような話が前に付け加わる場合もある。北風と太陽は、旅人の帽子をとる勝負を行っていた。まず太陽が旅人を燦々と照らして暑くしようとしたところ、旅人は日射しを防ぐためにかえって帽子を深くかぶってしまう。次いで北風が思い切り吹きつけると、帽子は簡単に吹き飛んでいった（その後は前記のとおり）。この気の毒な旅人の話の教訓は、「どんなことにも適切な方法があり、つねに最良と言える方法はない」ということである。

とろうとするものが何であるかにかかわらず、北風と太陽の寓話ではインセンティブをうまく扱えなかったほうが負けている。

インセンティブとは、「ある個人に特定の行動を選ぶように仕向ける要因」を指す言葉である。この「incentive」の語源をたどってみると、「音楽を奏でる」とことと「火をつける」ことの両方が関係していたという。これらは人の気持ちを動かすという点で共通しており、要するにその気を起こさせる、外からの刺激がインセンティブなのである。太陽はインセンティブを意識的に使い、帽子をとる勝負では失敗し、服をとる勝負では成功を収めている。それとは対照的に、北風はどちらの勝負でもインセンティブを使おうとしていない。それどころか、自分の意図しない方向に作用するインセンティブを旅人に与えてしまっている。

このインセンティブという考え方は、社会科学の支柱としての役割を陰に陽に果たしてきた。たとえば、経済学は金銭に関する学問と表現するよりは、インセンティブの構造に関する学問と表現

社会科学

まだ見ぬ合流地点へ

◎ 社会科学の意義

本書には『法と社会科学をつなぐ』というタイトルが付けられている。しかしながら、「社会科学」とは結局のところいかなる営みであるかについては、正面からは扱ってこなかった。そういうわけで、今までの話のまとめを兼ねて、このことに触れておきたい。

まず、どのような範囲の学問分野が「社会科学」とされるのだろうか。社会科学の範囲をめぐっては、研究者の間だけではなく、書店の間でも見解が分かれている。

ほとんど異論がなさそうなのは経済学や政治学で、これらの分野に関係する本はたいてい社会科学のコーナーに置かれている。社会学の本も同様に……と思っていたが、東京の某有名書店では、「社会」のエリアがあるにもかかわらず「人文」エリアに配置されていた（二〇一五年一月現在）。

そして、心理学や人類学の本は、社会科学ではなく人文科学のコーナーに集められている場合が多い。

法学（法律学）を社会科学に分類することに関しては、書店の間ではほぼ意見が一致しているようである。しかし、当の研究者は法学を社会科学の一部と考えたがらない傾向、少なくとも他の分野との違いを強調する傾向がある。たしかに、他の社会科学とは違った雰囲気をもつ学問分野ではある。

辞典や入門書では、「社会科学」というのは、社会現象や人間行動を対象とする科学の総称である、とされている。では「科学」とは何なのかと言うと、これもまた多義的だが、現象の中から一定の法則・規則性・因果関係などを見出そうとする営為である、と表現できよう。「science」の語源となったラテン語の「scientia」はもともと「知識」を意味する語だった。だが、一七〜一八世紀になると、知識を得るための「方法」に意味の重点がシフトしていった。現代では、知識そのものと言うよりも、厳密な手続（特に、仮説をもとに観察や実験を行い、結果に整合する説明を選び出すという手続）に従って現象を探究することを指すようになっていく。

自然科学が自然現象の背後にある法則を追い求めるのと同じように、社会科学は社会の背後にある法則を追い求める。ただし、社会現象には関連因子が無数にあり、実験による再現が難しく、しかも通常は人間の意思が介在しているので、自然科学と肩を並べられるほどの精密さまでは望めない。そのことをもって社会科学の有用性に疑念をもつ人たちもいるが、社会科学には社会科学なりの意義がある。それは、現にある社会や政策を批判的に検討しうる眼を養う助けとなる、というこ

▶ 著者紹介

飯田 高 (いいた・たかし)

1976年兵庫県生まれ。

東京大学大学院法学政治学研究所助手、
成蹊大学法学部専任講師、助教授、准教授、教授を経て、
2015年より東京大学社会科学研究所准教授。

主要著作

『〈法と経済学〉の社会規範論』(勁草書房, 2004年)

『法社会学の新世代』(分担執筆, 有斐閣, 2009年)

『裁判経験と訴訟行動』(分担執筆, 東京大学出版会,
2010年)

『労働審判制度の利用者調査』(分担執筆, 有斐閣, 2013年)

法と社会科学をつなぐ

Connecting Law and Social Sciences

2016年2月20日 初版第1刷発行

著 者 飯 田 高

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株式会社 有 斐 閣



郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03)3264-1311 [編集]

(03)3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社晩印刷/製本・牧製本印刷株式会社

©2016, Takashi Iida. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-12580-3

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。